

第1章 事業者間取引が競争に及ぼす影響に関する分析の目的等

1. 評価の目的

総務省は、電気通信市場の競争状況を分析・評価し、これを政策展開に反映するため、03年度より「電気通信事業分野における競争状況の評価」（以下「競争評価」という。）を実施している。

競争評価は、「固定電話」、「移動体通信」、「インターネット接続」、「法人向けネットワーク」の4つの領域について定期的（年1回）に定点観測する「定点的評価」と、政策的ニーズや関心の高いテーマに焦点を当てる「戦略的評価」の2つで構成されるが、07年度競争評価においては、戦略的評価として、「プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関する分析」（08年2月「中間取りまとめ」公表）とともに、事業者間取引を取り上げることとした。

従来、競争評価では、事業者と最終利用者間の取引、すなわち小売市場を主たる対象として評価・分析を実施してきたが、例えば、指定電気通信設備の取引のように、卸売市場における事業者間取引等が小売市場の競争状況に大きく影響する場合が存在する。このため、競争評価の目的を達成する上で、事業者間取引の分析を実施することが必要である。この点、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針2006～2008」（以下「基本方針2006～2008」と呼ぶ。）においても、事業者間取引が成立する市場は、「競争評価が競争の状況を分析・評価しようとする直接の対象ではないものの、事業者と最終利用者との間で取引されるサービスの市場の競争状況に直接又は間接に大きく影響している場合がある」として、その影響を勘案した上で、必要な分析を行うこととしている。

事業者間取引については、昨年度の「電気通信事業分野における競争状況の評価2006」（以下「競争評価2006」と呼ぶ。）の戦略的評価のテーマとして取り上げ、固定通信分野における物理網（加入者回線）に関連する取引に注目した試行的な分析を実施し、市場画定のイメージ等を提示した。

しかしながら、卸売市場の市場画定手法、競争状況の分析の際の指標の選定や収集するデータに関する検討は限定的であり、本戦略評価は、事業者間取引の競争評価における論点の包括的な整理と分析の試行的実施を通じ、事業者間取引に関する分析手法を確立することをその目的とする。

2. 評価の進め方

本分析の実施に先立ち、総務省では、検討すべき事項や留意が必要な点等について、広く関係各方面の意見・提案を求めるため、08年2月から約3週間提案募集を実施し、計10件の意見が寄せられた（参考資料2「提案募集において寄せられた意見の概要」参照）。

今回の提案募集結果を踏まえ、本分析では以下の項目を中心に検討を行っている。

第一に、卸売市場の画定手法について検討を行う。具体的には、多様な事業者間取引のうち、競争評価において着目すべき取引形態や市場の画定にあたって勘案すべき事項等、4つの基本的な視点について整理する。

第二に、上記整理を行った市場画定手法を適用し、ブロードバンドの卸売市場について市場画定を行い、事業者アンケートにより収集したデータを利用し、競争状況を分析する。

なお、データ収集のため事業者を対象に実施したアンケート調査では、主要な事業者から協力を得ることができたものの、全事業者を網羅するものではない。本分析での評価結果についてはこの点に留意が必要である。分析結果の精緻化のためには、網羅的な情報収集が必要である。

総務省においては、定点的評価の実施等と並行して本分析についても引き続き検討を行い、評価結果案の公表、意見招請手続を経て、最終的に本評価結果を確定・公表する。